

定期報告対象建築物及び特定建築設備等

【特定建築設備等】

種 別	対象（〔対象外〕を除く）
昇降機	<p>令129条の3第1項各号該当</p> <p>① エレベーター ② エスカレーター ③ 小荷物専用昇降機（フロアタイプ）</p> <p>〔対象外〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住戸内のみを昇降するもの ・ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第6号に規定する昇降機
昇降機以外の建築設備	<p>定期報告対象建築物に設置された</p> <p>① 法28条第2項ただし書及び条第3項の換気設備 ② 機械排煙設備 ③ 非常用の照明装置（バッテリー内蔵型を除く）</p>
防火設備	<p>① 定期報告対象建築物に設置された防火設備 ② 病院、有床診療所、高齢者・障害者等の就寝用途（床面積 200㎡以上）に設置された防火設備</p> <p>〔対象外〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時閉鎖式の防火設備 ・ 防火ダンパー ・ 外壁開口部の防火設備
準用工作物	<p>令138条第2項各号該当</p> <p>① エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く） ② 遊戯施設</p>